

令和5年1月25日

居宅介護支援事業所管理者 様

千葉市保健福祉局高齢障害部
介 護 保 険 管 理 課 長

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定事務の今後の取扱いについて

日頃より、本市保健福祉行政にご理解とご協力を賜り、お礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定事務については、令和2年4月8日付けで当課から発出しました「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定有効期間の延長について」にてお示ししたとおり、更新申請時に申請者との面会が困難である旨の申出があった場合は、要介護認定及び要支援認定の有効期間を「従来の期間に加えて12か月延長する」措置をとっております。

この件について、今般、厚生労働省から新たな通知が発出されたことを踏まえ、更新申請に係る本市の事務取扱いは下記のとおりといたしますので、お知らせします。

記

1 今後の取扱い

令和5年4月1日以降に認定有効期間満了を迎える被保険者から更新申請を受けたときは、原則として訪問調査を行うものとします。

ただし、次のいずれかに該当するときは、下記2に定める期間に限り、臨時的取扱いを行うことも可能とします。

- (1) 入所又は入院中の方であって、入所中の介護施設（入院中の病院）等において入所者等との面会を禁止する等の措置がとられており、有効期間満了までに解除されない見込みであるとき。
- (2) 上記（1）のほか、自宅において、例えば、被保険者が、親族・ケアマネジャー・介護（予防）サービス事業所の従業者など限られた方以外の方との接触を意識的に避けている等、新型コロナウイルス感染防止に十分配慮している状況にあり、有効期間満了までに訪問調査を行うことが著しく困難であるとき。

※ 臨時的取扱いは、あくまでも「新型コロナウイルス感染拡大防止」を目的とした措置であり、これ以外の理由、例えば「前回の認定結果通知後、状態が変わっていない」こと等を理由として適用することはできません。改めてご留意ください。

2 上記1但し書きの適用期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に有効期間満了を迎える被保険者からの更新申請に限り、適用できることとします。

3 手続き

臨時的取扱いをご希望の場合は、更新申請の際に「新型コロナウイルス感染症に係る要介護・要支援認定（更新）申請への臨時的取扱い適用申出書」を併せてご提出ください。

なお、同書類の提出を以て、臨時的取扱いが適用されるものではありません。申出書の内容を確認の上、適用の可否を判断いたします。

4 備考

- (1) 長期間にわたって申請者の心身の状況等を適正に把握・評価することができない状態は好ましくないため、前回の更新申請時に臨時的取扱いを適用した被保険者においては、できる限り訪問調査を受けていただくようお願いいたします。
- (2) 今後、対応の変更や見直しが必要となった場合は、改めて通知します。

【添付資料】

- ・新型コロナウイルス感染症に係る要介護・要支援認定（更新）申請への臨時的取扱い適用申出書
(令和5年4月1日から令和6年3月31日までに有効期間満了を迎える方向け)
- ・新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の有効期間の取扱いについて
(令和4年10月14日、厚生労働省老健局老人保健課事務連絡)
- ・新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定有効期間の延長について
(令和2年4月8日、千葉県保健福祉局高齢障害部介護保険管理課事務連絡)

(問合せ先)

千葉県保健福祉局高齢障害部介護保険管理課

TEL : 245-5206 FAX : 245-5623

Mail : kaigohokenkanri.HWS@city.chiba.lg.jp